改 定 前

改 定 後

## $1 \sim 7$ (略)

- 8 CCUS 活用に係る費用
- (1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー(もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー)の購入費用(新規購入に限る)について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

この費用は、令和<u>7</u>年3月31日までに契約 した工事を対象とする。

(略)

(2) (略)

 $9 \sim 1.1$  (略)

附則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(略)

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名 若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。

なお、施行日以降、既契約工事においても、 工事着手前であれば、適用するものとする。

## $1 \sim 7$ (略)

- 8 CCUS 活用に係る費用
- (1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー(もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー)の購入費用(新規購入に限る)について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

この費用は、令和<u>8</u>年3月31日までに契約 した工事を対象とする。

(略)

(2) (略)

 $9 \sim 1.1$  (略)

附則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行す る。

(略)

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名 若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。

なお、施行日以降、既契約工事においても、 工事着手前であれば、適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行す る。
- 2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名 若しくは見積通知書を交付する工事に適用す る。

なお、施行日以降、既契約工事においても、 工事着手前であれば、適用するものとする。